

論文

# イングランド国教会とアン女王基金

青柳 かおり

キーワード

イングランド国教会 アン女王基金 聖職録

はじめに

一七世紀末以降のイギリス社会の状況は、イングランド国教会にとって望ましいものではなかったと思われる。プロテスタント系非国教徒が増加しており、名誉革命後に寛容法が成立したため彼らの公の礼拝が認められ、国教会の地位が低下したのである。また、一八世紀において聖職者の活動は不活発で、イングランド国教会は停滞していたとみなされがちである。例えば、聖職者の貧困や聖職者間の貧富の差は大きな問題であった。そのような中、貧しい国

教会聖職者を援助するため一七〇四年にアン女王基金(the Queen Anne's Bounty)が設立された。この基金は二〇世紀半ばまで存続するもので、聖職者にとって重要であると思われるが、それがどのような基金であったのかはあまり知られていない。アン女王基金は、一七〇四年のアン女王基金法に従って女王の勅許状によって法人組織化されたのであった。法人が設立されると理事が任命され、彼らは全国に貧しい聖職者について主教とともに調査を行った。基金は貧しい聖職者の金額が増加するように、補助金を与えて支援したのである。

基金の主要な財源は聖職者に課されていた税金であった。詳細は第一章第一節で述べるが、中世以来、教皇庁はヨーロッパ・カトリック諸国に対して様々な税金を課しており、例えば、ローマ教皇によって聖職禄を与えられた聖職者は初年度の収入を教皇へ支払うほか、二年目以降も聖職禄の十分の一にあたる税金を納めなければならなかった。このような上納金は教皇庁にとって重要な収入源であったが、イングランド側では富がローマへ流出するとして不満が高まっていた。そして、一六世紀前半に教皇と対立を深めていたヘンリ八世 (Henry VIII, 在位 1509-1547) 治世の法律によって、それらの税金は、ローマ教皇に代わって国王へ納付されることになった。しかし、国内には貧しい聖職者が多かったにもかかわらず、彼らの保護はなされなかった。教会からの税金の使途は自由であり、国王たちは教会のためではなく主に自分自身や身内、側近のために使っていたからである。

しかし、一八世紀になると一七〇二年に熱心な国教徒アン (Anne, 在位 1702-1714) が即位し、国教会への支援がなされた。その一つがアン女王基金である。貧しい聖職者の給与を増加させるため、アンは王室へ徴収された聖職者からの上納金の全額を基金に寄付し続けたのである。また、一定の収入に満たない貧しい聖職禄保有者への課税が免除

された。基金は法人の理事によって運用され、一七一三年の第二勅許状によって聖職者支援の方法や基金の運用のルールが決まった。

アン女王基金についての研究はベスト、グリーン<sup>2)</sup>等の研究があるが、イギリスでも少なく近年はなされていない。ベストの研究は一九世紀が中心であり一八世紀初期段階についてはあまり詳しく述べられていない。グリーン<sup>3)</sup>の研究は一七三六年に刊行された『アン女王基金報告書』<sup>3)</sup>を使用しているが、どのような聖職者支援がなされたかということよりも、貧しい教区数のデータをもとに、一七三六年時点で五〇ポンド以下の聖職禄が全国にどれだけ存在したかを調査することに重点が置かれている<sup>4)</sup>。また日本においては、ムアマンの翻訳書『イギリス教会史』<sup>5)</sup>において概説的に言及されているが、具体的に検討されていない状態である。アン女王基金の歴史は長期に渡るが、本稿では初期に焦点をあて、中世およびヘンリ八世治世の教会への課税、アン女王基金法の成立過程、聖職者支援の内容について、法令集、報告書をはじめとする同時代文献<sup>6)</sup>をもとに詳細に分析する。当時の国教会において聖職者の貧困は大きな問題であったが、アン女王基金関係者が貧しい聖職者をどのように援助していたのかを検討し、基金の意義を明らかにしたい。

## 第一章 イングランドにおける聖職者への課税

### (一) 中世におけるローマ教皇への上納金

ここでは、中世の頃から聖職者に課されていた税について述べたい。この税が後にアン女王基金の主要な財源となるからである。一三世紀はローマ教皇庁の中央集権化が確立する時期であった。インノケンティウス三世 (Innocentius III, 在位 1198-1216) は、キリスト教世界内の世俗君主との抗争に勝利を得るためにも、外部からのイスラム教徒の脅威をはね返すためにも、教皇権を拡大し、強力な一元的権威を確立する必要があると考えていた。一三世紀以降、ローマ教皇の権力が増大し教皇庁組織が拡大されていったが、教皇庁の権力や組織を維持するためには莫大な資金が必要であった。教皇庁は財源増大のためにあらゆる可能性を追求し、その中でも最も手近な収入源は課税であった。

教皇庁はヨーロッパ世界各国に対して十字軍税など様々な形で課税を強化していたが、アン女王基金に関わる教会税は、中世ヨーロッパ世界において教皇権が聖職禄を与える者たちから徴収した聖職禄取得納金というものであった。教皇庁では、それはセルヴィティア (servitium,

servitia) やアンナータ (annatae) と呼ばれていたようである。<sup>(8)</sup>セルヴィティアは上級の聖職禄を取得する者が教皇庁に納める税であり、アンナータは下級の聖職禄を取得する者が教皇庁に納める税であったが、広義にはセルヴィティアを含むものである。正確に言うるとセルヴィティアには四種類あるが、重要なものはその中のセルヴィティウム・コムーネで、それは教皇に直属する司教や大修道院長などの新任の高位聖職者が教皇による任命または承認に際して支払いを誓約した一種の税であった。支払先は教皇と枢機卿団両方であり、遅くとも一二七一年には成立していたという。<sup>(9)</sup>広義のアンナータは、教皇によって授与されたあらゆる聖職禄の受領者による初年度収入の支払いのことであり、この税はクレメンス五世 (Clemens V, 在位 1305-1314) が導入したという。<sup>(10)</sup>

藤崎氏によれば、セルヴィティウム・コムーネは、「司教座または大修道院の一年間の収入が一〇〇フロリン以上であった場合に、その三分の一に相当する金額を納めるものであった。このようにして得られた収入は教皇と枢機卿団の両者の間で折半された。」<sup>(11)</sup>このようなセルヴィティウム・コムーネとして支払われるべき金額の原則がいつ確立したか定かではなく、アヴィニオン教皇ヨハネス二二世 (Ioannes XXII, 在位 1316-1334) の在位期間中はす

に慣例となっていたという。ただし、必ずしも徴収の設定が三分の一とは限らないようで、各々の司教座や大修道院の収入によって支払義務の額が異なることから、それぞれに見合った額が求められていたと推測される。

アンナータやセルヴィティウム・コムーネは、イングランドでは annates に相当すると考えられる。一三世紀にローマ教皇がイングランドの聖職禄保有者を直接、指名することが増えていったが、その間に annates は first fruits と呼ばれるようになった。本稿では annates を聖職禄取得納金、first fruits を初年度聖職禄上納金と訳したが、annates と first fruits は同義語であり、一八世紀においても両方の言葉が使用された。

イングランドにおいては、聖職禄取得納金はジョン王（John, 在位1199-1216）、または次のヘンリ三世（Henry III, 在位1216-1272）の治世に始められたといわれ、教皇クレメンス五世によって一四世紀初めに一般的になった。課税の対象は大司教、司教、大修道院長などの高位聖職者であったが、後で述べるようにイングランドではヘンリ八世治世に高位のみならず下位の聖職禄保有者まで課税対象が広げられる。また、税率は明らかではないが、三分の一ではなく初年度収入をすべて納めたようである。ヘンリ八世治世の聖職禄取得納金に関する法律では上納金は教皇へ

支払われていたと書かれているが、枢機卿団への言及はないため、教皇のみに支払っていたと考えられる。

また、聖職禄取得納金のほかにアン女王基金の財源となった重要な税が、十分の一献金（tenths）で、すべての聖職者が就任翌年から年収の十分の一を支払う税金であった。ヘンリ三世治世の一二二九年、ローマ教皇がイングランド国王ヘローマ教皇大使を送り、神聖ローマ皇帝に対して戦争を続けるために十分の一献金の交付を求めた。国王は聖・俗の貴族とともに議會を開いたが、国王は沈黙し、王の直臣は明確に反対し、司教たちは税に反対した場合の教皇の非難に耐えられるのか決断出来ずにいた。しかし結局、教皇の十分の一献金の要求は同意された。大使は徴税する権威を教皇から与えられており、彼は最大の価値で査定をするよう指示を出した。国王や司教は破門や聖務禁止を恐れて、厳しい徴税が実行された。聖職者は教会の食器類を質に入れたり売却したりせざるをえなくなり、イタリア商人からお金を借りて借金を完済したという。

司教の大多数は国王の寵臣から選ばれ、一度任命されると司教は大土地所有者となった。中世の司教区には三〇以上の荘園が付属していたからである。聖職者の収入は評価しやすかったため、彼らは課税によって苦しめられていた。教皇庁の金銭的要求は絶えることなく、聖職者から税

を取り立てる収税吏たちが各地に派遣され、合法的に徴税できる額の増大を目指して、聖職者の収入の査定を繰り返した<sup>②5</sup>。教皇庁を支えるためにイングランドの金が流出することは多くの人にとって我慢のならないことであり、一三世紀には外国からの干渉と教皇庁への上納金に対する反感が次第に高まっていったという<sup>②6</sup>。

## (二) ヘンリ八世とカトリック教会の対立

中世にローマ教皇が聖職者に課していた聖職禄取得納金と十分の一献金は、年間一万六〇〇〇ポンドに達していたという。金額は年に一万五〇〇〇ポンドや一万七〇〇〇ポンドと書かれた研究もあり一定ではないが、一万五〇〇〇ポンド前後であろう。ソールズベリ主教ギルバート・バーネット (Gilbert Burnet, 在任 1689-1715) によれば、十分の一献金は一年に約一万一〇〇〇ポンド、不定期の初年度聖職禄上納金は一年で五〇〇〇ポンド、総額で一六〇一七万ポンドになったと述べている<sup>②7</sup>。

中世以来、イングランドでは教皇庁への上納金の支払いには不満が高まっていたが、一五三〇年代初期、ヘンリ八世が王妃キャサリン・オブ・アラゴン (Catherine of Aragon) との婚姻無効をめぐってローマ教皇と対立を深めると、聖職禄取得納金の支払いを取り止めることになった。

まず、一五三二年に「ローマ教区への聖職禄取得納金の支払いの抑制についての法律」(23 Henrici VIII c. 20, An Act concerning restraint of payment of Annates to the See of Rome) が成立した。本稿では代表的な二つの法令集、*Statutes at Large* および *Statutes of the Realm* を用いて法律の内容を検討していく<sup>②8</sup>。

この法律の概要は以下の通りである。

・大司教と司教の初年度聖職禄上納金によって莫大な富がローマへ流出しており、国家が貧困になっている。

・ヘンリ七世治世二年目から今まで「一四八六年から一五三二年まで」、聖職禄取得納金または初年度聖職禄上納金として八〇万ダカット金貨、すなわち少なくとも一万六〇〇〇ポンドが、さらにその他の税金もローマへ支払われている。

・それゆえ、今後、大司教と司教の聖職禄取得納金の違法な支払いはすべて止める。

・イングランド国内で大司教と司教を聖別し、今後はイングランドの国王とその子孫によって指名され推薦される。

・このローマ教皇庁の損失に対しては賠償をする。もしも可能であれば一時金を支払う。

・前述の事項「この法律の内容」は、一五三三年のイース

イングランド国教会とアン女王基金（青柳）

ターまたは次の議会の初めに国王が法律にするかどうか宣言する。

・国王ヘンリーの治世二五年「一五三四年」七月九日に、国王が前述の法律を批准し国王裁可を与える。

以上のように、イングランドでは教皇への高位聖職者の聖職取得納金を取り止めること、また、イングランド国内で大司教と司教を聖別することが定められた。ただし、この法律はまだ正式に批准されず、一五三四年に国王裁可を与えるとなっている。

そして、法律 25 Henrici VIII c. 20 が一五三四年に制定された。

・この王国の大司教と司教の聖職取得納金がローマ教皇へ支払われているが、そのような支払いは行わない。聖職取得納金は国王とその子孫に支払われるべきである。

・この王国の大司教と司教は国王によって指名され、大司教は二人の司教によって聖別される。

・先の法律をローマ司教、つまりローマ教皇へ知らせたが返事はなかった。先の法律を批准し国王裁可を与える。

・聖職者は誰もローマ教皇から指名を受けることはなく、大司教と司教の聖職取得納金は支払わない。

・すべての大司教と司教は、国王とその後継者によって推

薦され指名される。

・今後、この王国で国王とその後継者によって推薦され指名され、聖別を受けた大司教と司教は、その他の「すでにローマ教皇によって指名されて在任している」大司教と司教と同様に合法的に彼らの聖務日課を執り行う。

このように、ヘンリ八世治世にローマ・カトリック教会からの分離が進み、大司教と司教の聖職取得納金の支払い先が教皇から国王とその後継者に変わっただけでなく、彼らを教皇ではなく国王が指名し、彼らは合法的に職務を行えることになったのであった。さらに、一五三四年一月、国王至上法 (26 Henrici VIII c. 1) が成立し、カトリック教会から独立したイングランド国教会が成立した。続けて、初年度聖職上納金と十分の一献金に関する法律 (26 Henrici VIII c. 3) も制定された。

この法律によって、大主教・主教だけでなく、より下位の聖職保有者も上納金を国王へ支払うことになり、課税対象が拡大された。内容は以下の通りである。

・イングランド国教会の首長であり、この王国すべての統治、保護、防衛、維持を担う主権者である国王陛下の財産を増加させる。

・次の「一五三五年」一月一日以降に指名される大主教の職、主教の職、大修道院、修道院、小修道院、基金によつ

て共同生活する修道院、慈善施設、大執事の職、首席司祭、首席司祭の職、聖堂参事会員の聖職禄、教会区牧師の聖職禄、教区代理司祭 (vicar) の聖職禄、寄進で維持される聖職者、ほかの高位聖職者、聖職禄付き聖職者、前述した教会の職務や昇進をした者、そのようなすべての人々は国王へ初年度聖職禄上納金とその一年間の聖職禄の利益を支払う。

・「すでに在職している上述の聖職者」はすべての年収の十分の一を国王へ支払う。

・大主教、主教は彼らの主教区において、十分の一献金を徴収し支払うよう委託される。

・初年度聖職禄上納金と十分の一献金を支払わない聖職禄保有者は、まるで死亡したかのように明白に免職され無効とされる。

以上のように、ヘンリ八世治世には聖職者からの上納金が教皇ではなく国王に支払われるようになり、王室財政が強化された。ただし、それらの上納金の使途は国王の自由であり、教会や貧しい聖職者のために使われたわけではなかった。

## 第二章 アン女王基金の成立と聖職禄の増額

### (一) アン女王基金の提案

ヘンリ八世の長女でカトリック教徒のメアリ (Mary, 在位 1533-1558) の治世になると、ヘンリ治世の宗教に関する法律は次々と廃止された。そして、一五五五年の法律 (2 & 3 Philippi & Mariae c. 4) によって、女王への聖職禄取得納金、つまり初年度聖職禄上納金の支払いは廃止され、女王への毎年十分の一献金は今後、神のための用途に用いられることとなった。彼女の死後、穩健プロテスタントでイングランド国教会を再建しようとしていたエリザベス (Elizabeth, 在位 1558-1603) の治世になると、再び女王への聖職禄取得納金と十分の一献金が復活した。一五五八年に次のような内容の法律 (1 Elizabethae c. 4) が制定されたが、貧しい聖職者への配慮も見られた。

・この議会の初日から 2 & 3 Philippi & Mariae c. 4 は廃止する。

・この議会の初日から、国王への初年度聖職禄上納金と十分の一献金についての法律 26 Hen. VIII. c. 3 を復活させる。

・年収一〇ポンドを超えない教区代理司祭、年収一〇マルクを超えない聖職禄保有者は初年度聖職禄上納金を免除

される。

エリザベス以降、聖職禄取得納金や十分の一献金に関する法律に変化はなく、王室のために上納金は用いられていく。しかし、ソールズベリ主教バーネットのように、貧しい聖職者を考慮し上納金を彼らのために支出しようと提案する者もいた。彼によれば、チャールズ一世 (Charles I, 在位 1625-1649) の時代も、チャールズ二世 (Charles II, 在位 1660-1685) の時代も上納金は教会のためには用いられず、改善もなされなかった。チャールズ二世の治世は愛妾と庶子のために使われていた。より宗教的な目的のために使うよう改善の要望が出されたことはなく、このような状態が続いてきた。年収約二〇ポンドに満たない聖職者は数百人もおり、五〇ポンドに満たない者は数千人いたという。ウィリアム三世 (William III, 在位 1689-1702) の治世も同様で、第三代サンダーランド伯爵 (3rd Earl of Sunderland, Charles Spencer, 1675-1722) などの有力政治家に上納金が与えられていた。バーネットは『宗教改革史』を執筆していた一六七〇年代から貧しい聖職者の問題を検討しており、ウィリアム三世の治世の頃に、アンや有力政治家の初代ゴドルフィン伯爵 (1st Earl of Godolphin, Sidney Godolphin, 1645-1712) にみよへこの事を話していたという。非国教徒のオランダ人国王ウィリアム三世に

比べて、アンは熱心な国教徒であり可能性が高かったのである。

一七〇四年、バーネットやヨーク大主教ジョン・シャープ (John Sharp, 在任 1691-1714) の勧告をそれぞれら受けて、アン女王は貧しい聖職者の給与を増額するために設けた基金に聖職禄取得納金と十分の一献金を全額寄付することにした。そして、ゴドルフィン伯とシャープによって一七〇四年一月はじめに計画がなされた。一七一八年にピーターバラ主教となる国教会聖職者ホワイト・ケネット (White Kennett, 1660-1728) の著作によれば、ゴドルフィン伯は一七〇三年からすでに貧しい聖職者を救済するための方策を考えていたようである。一七〇三年七月、ゴドルフィン伯はセント・デイヴィッド主教区の大執事たちへの書簡で、アン女王基金法案において、年収三〇〇〜四〇ポンド未満の貧しい聖職者に対しては初年度聖職禄上納金を免除する条項を加えることを忘れてはいけないと書いたという。結局、この条項は入らないのであるが、彼が草稿を考えていた可能性がある。

一七〇四年二月七日、庶民院において、アン女王基金を提案するメッセージが読み上げられた。<sup>②①</sup>「女王陛下は、この王国の様々な地域の聖職者の見劣りのする不十分な生計費に緩和を与えようと真剣に考慮され、貧しい聖職者に対

する十分の一献金の延滞金を喜んで免除されることにした。そして彼らの生計費を増加させるために、女王陛下は初年度聖職禄上納金と十分の一献金から生じる彼女のすべての歳入を交付されると喜んで宣言された。」同日、それについての庶民院の奉答文が捧げられ、女王への感謝が伝えられた。<sup>(36)</sup> さらに二月一日、庶民院で、この目的をより効果的にしていくようにという、女王のメッセージが読まれた。二月一五日に聖職者会議において聖職者から女王への奉答文と感謝の言葉が述べられ、女王からは、法によって確立されたイングランド国教会を常に保護し続けていく、という返事がなされた。<sup>(37)</sup> そして四月三日、法案は女王の裁可を受けた。

## (二) アン女王基金法と第二勅許状

この法律はアン女王基金法 (2 & 3 Anne c. 20, 2 & 3 Anne c. 11) および、それに関連する法律を検討してきた。アン女王基金法のタイトルは「女王陛下が初年度聖職禄上納金と十分の一献金の収入を永久に譲渡されることによつて、そしてまた他の人々が同様の目的のために補助金を与えることによつて、貧しい聖職者の生計費を増加させるための女王陛下の仁慈深いご意向をより効果的にするための法律」であり、概要は以下の通りである。

陛下は貧しい聖職者のために、十分の一献金の延滞金を免除するだけでなく、初年度聖職禄上納金と十分の一献金から生じるすべての収入を、貧しい聖職者の生計費を増加させるため永久に譲渡すると宣言する。

イングランド、ウェールズ、ベリック・アポン・トウイードの町のイングランド国教会の貧しい聖職者の生計費を増加させるために、女王が任命して法人を設立する。  
・初年度聖職禄上納金と十分の一献金に関するすべての法律は効力を持ち続ける。

この法律では貧しい聖職者の給与を増加させるための法人を設立することが定められているが、貧しさの基準や、給与を増加させるための具体的な支援方法、補助金の分配方法は述べられていないのである。<sup>(37)</sup> 一七〇四年一月三日に第一勅許状が発行されると、法人が設立され法人の理事 (Governor) が決められた。彼らはすべての聖職者の年収を調査することになり、事務局長と財務担当者も任命された。<sup>(38)</sup> 第一勅許状では年収八〇ポンドより下の聖職禄の数を調査し確認することになったが、まだ聖職者支援の方法は書かれていなかった。

一七〇六年に、アン女王基金法を強化する法律 (2 Anne c. 24) が制定された。それによつて、年収五〇ポンドを超えない聖職禄保有者は初年度聖職禄上納金と十分

の一献金および、それらの延滞金から免除されることになった。ただし、一七〇四年一月三日前に授与されていた聖職禄保有者の十分の一献金にまでは、この法律は及ばないとされ免除されなかった。しかし、この法律のおかげで、約三九〇〇個の貧しい聖職禄保有者が初年度聖職禄上納金と十分の一献金を免除されることになったという。一七二〇年一月一九日の法人の事務局長ジョン・チェンバレン(John Chamberlain)から女王への上奏文によると、イングランドとウェールズで約一万个の聖職禄のうち、約四〇〇〇個が十分の一献金と初年度聖職禄上納金の支払いから免除された。<sup>⑩</sup>

一七〇七年初頭、理事は規約を準備し作成するための委員会を設立し、その委員会によって、一七一三年三月五日に第二勅許状が成立した。<sup>⑪</sup> 聖職者の年収の調査に時間がかかったためか、法人設立から一〇年近く時間がたつて第二勅許状が発行された。ここで二〇の規約が定められ、貧しい聖職者を援助するための基金の分配方法も決定した。理事は (a) 貴族、高官 (Officers of State)、(b) 聖職者の二つのクラスに分けて任命された。職権上、カンタベリ大主教、ヨーク大主教、庶民院議長、枢密院議員などが理事を務めた。最初、理事の人数は全部で約二〇〇人であったが、一八六八年には五八〇人、一九〇一年には六五〇人に

なり、その後も増加していった。<sup>⑫</sup> 理事たちは少ない聖職禄についての報告書を手入していた。第二勅許状の二〇の規約のうち、生計費増加のための方法として重要なものを次に挙げたい。<sup>⑬</sup>

一、補助金を与えるのではなく、土地を購入することによって聖職禄を増加させる。

二、それぞれの聖職禄に二〇〇ポンドを与えて、土地を購入させる。

三、年収一〇ポンドを超えない者から支援を開始する。

四、基金への寄付を促進する。寄付金が寄せられたところでは、年収三五ポンドを超えない者に対して二〇〇ポンド与える。

この方法は、貧しい聖職者の給与額を直接上げるのではなく、彼らにはアン女王基金が提供した二〇〇ポンドの資金で土地を購入してもらい、その土地の地代によって給与を増加させるというものであった。貧しい聖職禄保有者に現金を渡す方法は彼らを早く幅広く救済できるが、それでは永久的な財政の改善にはならなかった。一方、土地への投資は利益が出るまであと何年もかかるが、長期間利益を得ることができ、永久的な財政の改善になった。そのため、理事たちはこの方針に同意したのであった。

基本的な補助金の支給基準は年収が一〇ポンド以下の者

で、このグループに当てはまる聖職者から全員が選ばれるまで年に一回抽選することになった。<sup>43)</sup>理事たちは今後、年収二〇ポンド以下、さらに五〇ポンド以下の聖職者の給与も増加されるべきだと考えていた。さらに基金（アン女王から与えられた譲渡金）だけでなく、私的な個人や法人からの寄付も集められ、年収三五ポンド以下の聖職者を援助するために準備された。法人の方針は、①年収一〇ポンドを超えない者を基金のみで援助する、②年収三五ポンドを超えない者を基金と私的な寄付金の合同で援助する、というものであった。一七一三年、理事によって、事務局長は少ない聖職禄を増額するために年収一〇ポンド以下の聖職禄と三五ポンド以下の聖職禄を調査して、二つのリストを準備するよう命じられた。

さて、『アン女王基金報告書』という報告書が一七三六年に刊行された。<sup>44)</sup>一七三六年四月の貴族院の命令に従って、基金の理事は法人の収支報告および、カンタベリ大主教区以下、すべての二六主教区に対して貧しい聖職禄の金額と数を調査したが、そのデータをもとにした報告書である。まず一七〇五年から一七三五年までの毎年の収支報告が収録されている。初期の段階では資金運用のルールが決まっていなかったためか、一七〇五年から一七一四年までは貧しい聖職者のための支出は行われていなかった。この

最初の十年間の支出について調査したところ、財務府と大蔵省への手数料や事務局長への給与の支払いがなされていた。一七〇五年は財務府と大蔵省への手数料が二〇ポンド五シリング、事務局長への給与が一七一ポンド八シリングという二件の支払い記録がある。一七〇六年の支出は、勅許状の印刷費が三〇ポンド一〇シリング、事務局長への給与が一九〇ポンド一〇シリングであった。一七〇六年と一七〇七年以外は毎年、財務府と大蔵省への手数料が支払われているが、金額は年によって異なり約二〇から四〇ポンドであった。事務局長への給与の支払いは毎年なされており、こちらも金額は年によって変化するが、約一〇〇から二四〇ポンドであった。事務弁護士への支払いがなされた年もある。

また、一七〇九年から一七一二年までの四年間に合計約八六〇〇ポンドがウォオルグレイヴ夫人(Lady Waldegrave)<sup>45)</sup>という人物へ支払われていたが、その記録は以下の通りである。

一七〇九年、彼女の年金の延滞金および、その取得のための支払いの一部として、六〇〇〇ポンド。

一七一〇年、彼女の元金と利息の一部として、一三九〇ポンド二シリング七ペンス。

一七一一一、彼女の元金と利息の一部として、九〇〇ポ

ンド。

一七二二年、彼女の元金と利息の全額の支払いとして、三五ポンド一九ペンス一〇シリング。

この記録から推測すると、彼女は聖職禄取得納金と十分の一献金の一部を受け取る年金受給者であった。しかし、一七〇四年のアン女王基金法によってそれらは貧しい聖職者のために譲渡すると決定されたため、彼女への年金の支払いは行われていなかったためであろう。その後、彼女から年金を取得するためにアン女王基金の理事が四年間かけて支払いを行い、一七二二年に全額を支払い終えたと考えられる。

### （三）一八世紀前半のアン女王基金の発展

ここでは、同時代史料をもとに基金がどのように運用されていたのか、どのような成果があったのかを明らかにしたい。すでに述べたように、基金は一七〇四年に設立されたが、一七一三年の第二勅許状が発行されるまで、貧しい聖職者への補助金の配分方法は定められていなかった。『アン女王基金報告書』における一七〇五年以降の毎年の支出の記録では、一七一五年に初めて聖職禄の増額のために二回に分けて一四五ポンドと四〇〇ポンド、合計五四五ポンドが支出されている。この報告書には一七一四年から

一七三五年までの後援者のリストが収録されており、後援者の氏名、居住地の地名、理事に支払われた寄付金の金額を知ることができる。ただ、この報告書は全主教区の貧しい聖職禄の個数の調査が中心であり、毎年、どの教区の聖職禄に援助をしたのか、合計でどれだけの資金が用いられたのかということは分からなかった。

一八世紀初期の基金について『アン女王基金会報』という史料もある。初版が一七〇四年から一七一八年のクリスマスまでの基金の記録をまとめたもので、一七一九年に刊行された。これに一七二〇年のクリスマスまでの二年間のデータを追加した第二版が、一七二五年に刊行された。本稿では第二版の会報を使用した。まず、年収一〇ポンドを超えない貧しい聖職禄から抽選で選び、聖職禄取得納金と十分の一献金から援助した。また、法人は王室へ徴収された税金に頼るだけでなく、一般からの寄付金も受け付けており、収録されている後援者リストからも多くの後援者がいたことがわかる。後援者リストでは一七一四年七月から一七二〇年二月まで、氏名、居住地の地名、州、寄付金の金額、寄付先の教区名、教会名が記録されており、『アン女王基金報告書』よりも詳しい内容になっている。彼らは俗人の富裕層が多いが聖職者も含まれていた。後援者は一年に二〇〇ポンドの寄付をしてくれた人々が多く、希望

する教区の教会に寄付をしていたようである。これらの寄付金と王室からの譲渡金を合わせた財源から、年収三五ポンドを超えない聖職者に二〇〇ポンドの援助をしたのであった。<sup>④</sup>

この会報には、一七一八年および一七一九年の二年分の支援についての記録が記載されている。一七一八年の法人の収入は一万四〇〇〇ポンドであった。そして、抽選で選ばれた年収一〇ポンド以下の聖職禄は二一個、寄付金が寄せられた年収三五ポンド以下の聖職禄は四九個、合計七〇個であった。この七〇個の聖職禄に対して各二〇〇ポンド、合計一万四〇〇〇ポンドを与えたことになる。<sup>⑤</sup>一七一九年の場合は、年収一〇ポンド以下の聖職禄が六個、年収三五ポンド以下の聖職禄が五七個、合計六三個の聖職禄を援助している。さらに会報には、どの教区が抽選で二〇〇ポンド受け取ったのか、聖職禄のリストも収録されている。

また、調査期間が明記されていないが、カンタベリ・ヨーク両大主教区以下、すべての二六主教区ごとに、貧しい教区の数と給与が増加された教区の数記録されている。おそらく、調査期間はアン女王基金の運用が実際に始まった一七一五年から一七二〇年までの六年間だと考えられる。それらのまとめとして、以下のような記述があった。

・法人の規約に従って貧しい聖職禄「三五ポンド以下」で

史苑（第七八巻第一号）

あると理事に回答のあった教区の合計、一九九七個。  
・アン女王基金および私的な寄付金の合同によって給与が増加した聖職禄「年収三五ポンド以下」の合計、二二二個。  
・抽選で基金のみで増加した聖職禄「年収一〇ポンド以下」の合計、七二個。

・二〇〇ポンド増加された教区の合計、三〇四個。

・基金と私的な寄付金の合計金額、六万八〇〇ポンド。

以上のように、貧しい教区が多かったためすべてを救済することは出来なかったが、法人の理事は貧しい教区を調査し、給与が増加するよう援助していたのである。一八世紀初期においてアン女王基金は貧しい教区を援助し、成果をあげていたと言えよう。<sup>⑥</sup>

## おわりに

中世以来、ヨーロッパ各国ではローマ教皇庁によって様々な税金が課されており、とりわけ教皇によって任命された高位聖職者が就任した初年度収入を上納する聖職禄取得納金は、重要な位置を占めていた。イングランドにおいても聖職禄取得納金や十分の一献金が厳しく取り立てられて富が流出していたため、聖職者や国民の不満が高まっていた。一六世紀前半、ヘンリ八世の治世に国王と教皇との

対立が深まり、国王は一連の法律によって教皇への上納金を停止した。さらにカトリック教会から独立したイングランド国教会が成立し、上納金を国王へ支払わせることに成功したのであった。しかし、たしかに上納金はローマへ流出しなくなつたが、上納金の使い方は君主の自由であり、教会のために使われることはなかった。一七世紀においても同様で何も改革がなされず、国教会聖職者の貧困が問題となつていた。

そのような状況で熱心な国教徒アン女王が即位し、一七〇四年に貧しい聖職者の給与を増加させるためのアン女王基金が成立したのである。彼女は永久的に聖職者取得納金と十分の一献金を基金に寄付することを決定した。同年、勅許状によって法人が設立され理事が任命された。彼らはどのようにすれば効果的に給与を増加させることができるか検討し、貧しい聖職者の調査を全国的に行つた。また、君主による税金の寄付だけではなく、富裕な俗人や聖職者など一般からも寄付を募つて、多くの後援者が援助したのである。

一七一三年の第二勅許状によって運用のルールが定められた。直接、給与を増額するのではなく、貧しい教区に二〇〇ポンドを援助して土地を購入してもらい、その地代によって給与を増やしていく仕組みである。貧しい聖職者

の基準を決めることは難しいが、基金では一〇ポンド以下の者から抽選で選び、君主からの譲渡金で支援することになった。また、支援者が特定の貧しい教区に寄付を行うと、その寄付金と譲渡金を合わせた財源から三五ポンド以下の貧しい聖職者へ援助を行つた。貧しい教区の調査には時間がかかり、実際に資金の配分が行われることになった時期も遅くなつた。また貧しい聖職者の人数は多く、すべてを救済することはできなかった。しかし、本来、女王と後継者が自由に使用できる上納金がイングランド国教会を援助するために用いられ、理事たちによって着実に資金が貧しい聖職者へ分配されていった。アン女王基金はイングランドの教会財政にとって画期的なことであつたと思われる。

従来 of イギリス、日本の研究において、一八世紀のイングランド国教会は停滞しており聖職者の活動も不活発であつたとみなされがちであつた。一般的に聖職者の金額が低く貧しい聖職者が多かつたことは深刻な問題であつた。しかし、アン女王基金によって国教会関係者は貧しい聖職者を積極的に支援していたのであり、このような国教会の活動は評価されるべきであろう。本稿では中世以来の聖職者への課税およびアン女王基金の初期段階を検討し、基金の意義を明らかにした。一八世紀後半の法人の活動については検討できなかったが、<sup>⑤</sup> 今後は一八世紀を通じた基金の

成果や、基金以外にどのような聖職者支援が政府および民間によって行われていたのかを明らかにしたい。

註

- (1) G. F. A. Best, *Temporal Pillars: Queen Anne's Bounty, the Ecclesiastical Commissioners and the Church of England*, Cambridge: Cambridge UP, 1964, pp. 13-18, 32-33; ー・R・H・ムーアマン「八代崇、中村茂、佐藤哲典訳」『イギリス教会史』（聖公会出版、一九九一年）（以下、『イギリス教会史』と略記）三五七、三六六―三六九、三七四―三七八頁；拙著『イングランド国教会―包括と寛容の時代―』（彩流社、二〇〇八年）二二―一九四頁。近年、『一八世紀のイングランド国教会の評価を見直そうとする研究もあふ』William Gibson, *The Church of England 1688-1832: Unity and Accord*, New York: Routledge, 2001.
- (2) Ian Green, "The First Years of Queen Anne's Bounty" in Rosemary O'Day and Felicity Heal (eds.), *Princes and Paupers in the English Church, 1500-1800*, Leicester: Leicester UP, 1981, pp. 231-254.
- (3) [Anon. (ed.)], *The Return Made by the Governors of the Bounty of Queen Anne for the Augmentation of the Maintenance of the Poor Clergy, Pursuant to an Order of the House of Lords of the 16<sup>th</sup> of April Last*, London, 1736 (以下、*Return*, 1736と略記)。
- (4) この報告書のデータには兼任 (pluralism) が反映されていないという。当時は貧しい聖職者は複数の聖職禄を兼任することがあった。グリーンは、二つを合わせれば五〇ポンドを超えるにもかかわらず、報告書では単独の金額で数えられているため、貧しい聖職禄の数が実際よりも多くなっているという問題を指摘している。
- (5) 『イギリス教会史』二五五―二五六頁。
- (6) *Return*, 1736; John Ecton ed., *A State of the Proceeding of the Corporation of the Governors of the Bounty of Queen Anne*, 2<sup>nd</sup> ed., Dublin, 1725 (以下、*Proceedings*, 1725と略記); Gilbert Burnet, *History of His Own Time*, ed. Martin Joseph Routh, vol. 6, Oxford: Oxford UP, 1833; Abel Boyer, *The History of the Reign of Queen Anne, Digested into Annals Year the Second*, London, 1704; William Cobbett ed., *Cobbett's Parliamentary History of England*, vol. 6 (1702 - 1714), London: Hansard, 1810; White Kennett, *The Case of Impropriations, and of the Augmentation of Vicarages and Other Insufficient Cures, Stated by History and Law from the First Usurpation of the Popes and Monks, to Her Majesty's Royal Bounty Lately Extended to the Poorer Clergy of the Church of England*, London, 1704.
- (7) 『イギリス教会史』二二―二二四頁。
- (8) ジェフリー・バラクロウ、「藤崎衛訳」『中世教皇史』（八坂書店、二〇一二年）二二六頁。
- (9) バラクロウ、藤崎訳、二五四頁。
- (10) 藤崎「十三世紀教皇庁におけるセルヴィティア税の成立過程―特にセルヴィティウム・コムーネについて」『史学雑誌』第一一五編第一一号、二〇〇六年、六三―六五頁。
- (11) バラクロウ著、藤崎訳、二五四頁。
- (12) 藤崎、六六頁。
- (13) 藤崎、七一頁。
- (14) annates と first fruits の訳語は様々で統一されていない。

聖職禄取得納金、初年度聖職禄上納金のほかに、初穂献金、初年度献上金、初年度収入税という訳語もある。

- (15) Christopher Hodgson, *An Account of the Augmentation of Small Livings by the Governors of the Bounty of Queen Anne...*, London: Nichols and Son, 1826, p. 3. 著者ホジソンはアン女王基金の事務局長であった。

- (16) Hodgson, p. 5. フォアニユによれば、「初年度聖職禄上納金または聖職禄取得納金とは、すべての聖職禄の最初の年のすべての年収である。十分の一献金はその年収の十分の一である。」William Richard Le Fanu, *Queen Anne's Bounty: A Short Account of Its History and Work*. London: Macmillan, 1921, p. 7. 著者フォアニユはアン女王基金の事務局長および財務担当者であった。

- (17) Hodgson, p. 2.  
(18) 『イギリス教会史』一三三頁。  
(19) 『イギリス教会史』一四七頁。  
(20) 『イギリス教会史』一二二—一二四頁。  
(21) 『イギリス教会史』三五五、三五六頁。Le Fanu, p. 6; Best, p. 22.  
(22) Cobbett, vol. 6, p. 328; Burnet, vol. 6, pp. 119, 120.  
(23) *Statutes at Large, From Magna Charta to the Twentieth-fifth Year of the Reign of King George the Third...*, 14 vols., London, 1786-1800; *Statutes of the Realm, Printed by Command of His Majesty King George the Third*, 11 vols., London: G. Eyre and A. Strahan, 1810-1828?, rpt., London: Dawsons of Pall Mall, 1965.  
イングラントでの法律の表記は、法案が君主の裁可を

得た議会会期の年、およびその会期の何番目に成立したかを番号で表記していた。その際、年を西暦では表さず君主の治世何年目に当たるかまで表していた。例えば、この23 Henric VIII c. 20 はヘンリ八世の治世二三年目の法律第二〇号にあたる。ヘンリ八世は一五〇九年四月に即位したため、そこから治世一年目が開始する。

- (24) archbishop, bishop はイングランドがカトリック国家であった時代は大司教、司教と訳し、一五三四年にプロテスタントのイングランド国教会が成立してからは大主教、主教と訳す。

- (25) Burnet, vol. 6, p. 120.  
(26) Cobbett, vol. 6, pp. 328, 329.  
(27) Burnet, vol. 6, pp. 120, 121.  
(28) 『イギリス教会史』三五五、三五六頁; Best, p. 30; Kennett, pp. 358-359. 本来、聖職禄取得納金と十分の一献金は王室の重要な収入であり、年金の支払い等に用いられていた。アン女王は敬虔な国教徒であったが、それら全額を基金に譲渡するということは王室財政にとって非常に大きい変更であろう。バーネットの著作では、アン女王に対してバーネットやシャーブがどのように基金を設立するように説得したのかは書かれていなかった。Burnet, vol. 6.  
(29) Kennett, p. 354.  
(30) Kennett, pp. 355, 356.  
(31) Kennett, pp. 357-358; Cobbett, vol. 6, pp. 328-329; Boyer, pp. 217, 218.  
(32) Cobbett, vol. 6, p. 330; Boyer, p. 218.  
(33) Boyer, pp. 218-220.

イングランド国教会とアン女王基金（青柳）

- (33) Best, p. 31.
- (35) アン女王基金法は 'Statutes of the Realm' 卷 2 & 3 Anne, c.20' *Statutes at Large* 卷 2 & 3 Anne, c. 11 に記載されており、番号が違っている。アン女王は一七〇二年三月八日に即位したため、三月から治世一年目が開始する。この法案は一七〇四年二月に審議され四月三日に裁可されたので、彼女の治世二年から三年にかけての会期で成立したのであった。
- (36) 法律のタイトルは両方とも 'An Act for the making more effectual her Majesty's gracious Intentions for the Augmentation of the Maintenance of the poor Clergy, by enabling her Majesty to grant in Perpetuity the Revenues of the First Fruits and Tenths; and also for enabling any other Persons to make Grants for the same Purpose' とある。
- (37) Best, p. 85.
- (38) Le Fannu, p. 9; *Proceedings*, 1725, p. 36.
- (39) 「少ない聖職禄を、初年度聖職禄上納金と十分の一献金および、それらのすべてに延滞金から免除する法律」(An Act for discharging small Living from their First Fruits and Tenths, and all Arrears thereof)
- (40) Hodgson, pp. 17, 20.
- (41) Best, p. 86. この著書の巻末に第一および第二勅許状の全文が収録されている。
- (42) Le Fannu, pp. 10, 18.
- (43) Best, pp. 532-534.
- (44) Best, pp. 86, 132; Hodgson, pp. 23, 24.
- (45) Green, p. 233.
- (46) *Return*, 1736.
- (47) *Return*, 1736, pp. 2, 4. ウォルグレイヴ夫人 (Henrietta Fitzjames, 1667-1730) はジェームズ二世 (James II, 在位 1685-88) の庶子であり、母親はアラベラ・チャーチル (Arabella Churchill, 1649-1730) である。彼女は一六八三年に初代ウォルグレイヴ男爵 (1<sup>st</sup> Baron Waldegrave, Henry Waldegrave, 1661-1690) と結婚した。
- (48) *Proceedings*, 1725.
- (49) *Proceedings*, 1725, p. 25.
- (50) *Proceedings*, 1725, pp. 13-14.
- (51) *Proceedings*, 1725, pp. 98-101.
- (52) 一八世紀全体では、基金は二四五万ポンド以上を支出して、イングランドとウェールズの六四〇〇個以上の貧しい聖職禄に補助金を与えたという。Green, p. 231.
- (53) 基金は聖職者の給与増加のみならず一七七七年から貸付を行い、一八〇三年からは牧師館の建設や修理費用を援助するようになる。一八〇九年から一八二〇年の間、基金は議会から一〇〇万ポンド以上の交付金を受けた。ヘンリ八世治世にすべての聖職禄保有者の年収が調査されたが、それ以降は調査されなかったため、二〇世紀になっても当時の報告書が使用されていた。聖職禄の金額は増えているにもかかわらず、聖職禄取得納金と十分の一献金は一六世紀の頃と同じ金額であったため、実質的に二〇世紀にはそれらの価値はほぼ失われた。最終的に一九二六年の法律によって消滅した。(Le Fannu, pp. 7-8; 『イギリス教会史』四五六、四五七頁。) ただし、一八世紀から基金には一般か

らの私的な寄付金が寄せられていた。

一方、一八三五年に教会教務委員会 (Ecclesiastical Commissioners) が設置された。この委員会は二人の大主教と三人の主教および四人の信徒で構成されており、一八三七年にイングランド国教会の財産と歳入の管理を行う組織となった。一九四七年の教会教務委員会法によって、翌年、アン女王基金は教会教務委員会に統合され、新組織「イングランド教会委員会」(Church Commissioners for England) が成立する。以降は、この組織がイングランド国教会の資産の大部分を管理することになっていく。

(大分大学教育学部准教授)

※訂正

本論文につきまして、左記の訂正がございます。

〈三三三頁 キーワード〉(誤) 聖職録 (正) 聖職録

以上の誤りを謹んでお詫び申し上げます。

立教大学史学会史苑編集委員会

## The Church of England and the Queen Anne's Bounty

AOYAGI, Kaori

イングランド国教会とアン女王基金  
(青柳)

In medieval England, the imposition of first fruits, or annates and tenths was begun by the Curia Romana. Though the exaction of those taxes was constantly contested, they were claimed by several Popes. The first fruits were the full first year's revenue of any benefice, and tenths were a tenth part of that revenue. After the Act of Supremacy was passed in 1534, first fruits and tenths were annexed to the Crown by Act of 26 Henry VIII c. 3.

In the Sixteenth and Seventeenth centuries, whole revenue arising from first fruits and tenths to the Crown had never been applied to any beneficial use for the Church of England. However, some Anglican prelates like Gilbert Burnet and John Sharp had a plan to support the Church of England by making grants for poor livings. Queen Anne decided to help poor clergy and in 1704 the Queen Anne's Bounty Act (2 & 3 Anne, c. 20) was enacted for the augmentation of the maintenance of the poor clergy, by granting in perpetuity the revenues of the first fruits and tenths. The Queen Anne's Bounty was created in the same year and the Queen endowed it with her own money. The private benefactors also donated for this funds for the improvement of their local church.

The Governors decided the way how this income could be used to the best effect. Each augmentation should consist of a capital sum of £200 to be invested in a piece of land, and the Governors should begin with augmenting the incumbent of the poor living worth £10 or less. In the early Eighteenth century, the Church of England was supported by the Queen Anne's Bounty which raised over £60000 and made over 300 grants to the poor livings in England and Wales.